



ごみの出し方

問 区役所総務企画課

家庭から出されるごみを分けて収集しています。種類によって収集や処理の方法が異なります。それぞれのごみに適した正しい処理ができるよう「決まったごみを」「決まった日に」「決まった場所に」というごみ出し3原則を守って出しましょう。また、事業所から出るごみは市では収集しません。

●決まったごみを

種類		回収 頻度	出し方	
			入れる袋など	注意事項
燃やすごみ	生ごみ、紙くず、プラスチック製の商品、繊維くず、革類、ゴムくず、木くず、草、花、芝生など	週2回	指定ごみ袋 (燃やすごみ用)	・生ごみは水を切る ・紙おむつの汚物は取り除く ・せん定枝や落ち葉は無料(ヒモで縛るか、透明ごみ袋に入れる) ・草や花、木の幹や木の根は燃やすごみ指定袋で出す(できるだけ週後半の収集日に出す)
紙	新聞紙・折込チラシ、段ボール、紙パック、その他の紙	水曜日	ヒモで十字に縛る	・「新聞紙・折込チラシ」「段ボール」「紙パック」「その他の紙」の種類に分別し、それぞれをヒモで十字に縛る(「その他の紙」は紙袋に入れて出せます) ・段ボールや紙箱は開いてたたむ ・雨の日は出しひかえるかヒモで縛ったものを透明ごみ袋に入れて出す ・特殊な紙(ビニールコート紙、油紙、写真、感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙など)は「燃やすごみ」に出す
プラスチック製容器包装	カップ類、袋類、ボトル類、パック・トレイ類、緩衝材、ふた・ラベルなど	週1回	45リットル(おおむね80cm×65cm)以下の無色透明または半透明のごみ袋	・二重袋はやめてください ・汚れているものやプラスチック製の商品は「燃やすごみ」に出す ・風の強い日には出しひかえてください
資源物	空きびん・空き缶、古着類、なべ類、自転車	月2回		・空きびん・空き缶は中をすすいで、必ずふたを外す ※金属製のふたは「資源物」に、プラスチック製のふたは「プラスチック製容器包装」に出す ・自転車は防犯登録抹消後「不用品」と明示する ・拠点回収にご協力ください ※使用済み天ぷら油、乾燥生ごみ、一部の使用済み小型家電の拠点回収を行っています。回収日時、場所は「家庭ごみ・資源収集カレンダー」で確認してください
ペットボトル	ペットボトル	月2回		・ふたとラベルを外して中をすすいだあとつぶす ※プラスチック製のふたとラベルは「プラスチック製容器包装」に出す ・左図のマークのついたものを出す
特定品目	蛍光管、水銀体温計・水銀血圧計、ガス缶・スプレー缶、ライター、電池類、電池類が取り外せない小型家電製品	月2回		・蛍光管や水銀体温計・水銀血圧計は買ったときのケースに入れるか、新聞紙などに包んで出す ・ガス缶やスプレー缶、ライターは中身を使い切ったあとに出す ※長い蛍光管は一部がはみ出しても収集します ※白熱電球、LED電球、電子血圧計、電子体温計は、「埋立ごみ」に出す ※電池類が取り外せる小型家電は電池類だけを「特定品目」に出して下さい
埋立ごみ	ガラス類、せともの類、小型家電製品類など	月2回	指定ごみ袋 (埋立ごみ用)	・小型家電製品類の中にある電池類は取り外して出す ・割れた物や刃物などは丈夫な紙で包み「危険」と表示する ・注射器や注射針は、絶対に出さないでください
大型ごみ	45リットルの指定ごみ袋に入れて、きちんと口を結べない大きさのもの ※60kg以上のものや、2.5mを超えるものを除く ※1m未満の棒状のものを除く	事前 申込制 (有料)	—	・ごみゼロコール(☎0570-00-5374)に電話で申込んでください 月曜～土曜日(年末年始を除く) 受付時間 午前8時半～午後5時 ※大型ごみ処理券シールは市内の指定コンビニなどで取り扱っています ※申込みから収集までに2～3週間かかる場合があります。 早めの申込みをお願いします

※袋に入れて口をしっかりと結びましょう。



●決まった日に

ごみの収集日は、地域によって異なります。「家庭ごみ・資源収集カレンダー」※や「ごみカレンダーアプリ」で収集日を確認し、当日の朝8時半までに出してください。
※区役所総務企画課、まちづくりセンター、廃棄物計画課で配布しています。郵送はしていません。

●決まった場所に

家庭から出るごみはステーション(ごみ収集場所)方式で収集します。決められた場所に正しく出さないと収集できません。なお、ごみ収集場所はそれぞれの町内自治会などで決められています。「資源物」や「埋立ごみ」などの収集場所が「燃やすごみ」や「紙」の収集場所と異なる場合がありますので、お住まいの自治会もしくは集合住宅の管理者に確認してください。

- ・ごみステーション(ごみ収集場所)は、そこを利用する方々で管理することになっています。
- ・交代で掃除するなどごみ収集場所の清潔保持に努めてください。
- ・ごみは居住する町内の決められた場所に出してください。ほかの町内への持ち込みは絶対にしないでください。

※北区植木町にお住まいの方は、「燃やすごみ」以外のごみ収集ルールが異なりますので、北区役所総務企画課(272-1112)へお問い合わせください。

ごみカレンダーアプリ

問 廃棄物計画課

☎328-2359

ごみの収集日やごみの分別方法をスマートフォンやタブレットで確認することができる「ごみカレンダーアプリ」を配信中です。品目ごとに、ごみの分別方法を検索できる「ごみ分別辞典」機能を搭載しており、各ごみの収集日前日または当日にお知らせするプッシュ通知も設定できます。また、アプリ内で「やさしい日本語」にも設定が可能です。使用端末の言語設定に合わせ、英語及び中国語表記にも対応しています。次の二次元バーコードからダウンロードしてご利用ください。

引っ越したらぜひ登録!!
「熊本市ごみカレンダーアプリ」のダウンロードはこちらから



【iOS向け】



【android向け】

市民リサイクル活動(廃品回収)への助成

問 区役所総務企画課、廃棄物計画課

☎328-2359

資源物の回収量・活動実施月数に応じて助成します。営利を目的としない市内の住民で構成される団体(町内会、子ども会、PTA、老人会など)が助成対象で、助成額は資源物の回収量(1キログラム)につき7円。また、実施した月数につき1千円の助成もあります。事前に団体登録が必要です。

電気式家庭用生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器購入費助成制度

問 区役所総務企画課、廃棄物計画課

☎328-2359

家庭から出される生ごみの減量とリサイクルを促進するため、処理機や堆肥化容器を購入する方(インターネット販売は除く)に費用の一部を助成します。

- ・電気式家庭用生ごみ処理機
- ・生ごみ堆肥化(コンポスト)容器

※おしゃれな「都市型コンポスト」も助成対象です。

※市内販売店での購入に限ります。

※助成基数には制限がありますので、購入前にお問い合わせください。

※助成額などについてはお問い合わせください。

熊本市路上喫煙及びポイ捨ての禁止等に関する条例

問 廃棄物計画課

☎328-2359

安全・安心で美しい街づくりにご協力をお願いします。

	区域	規制の内容	過料
路上喫煙	路上禁煙区域 (上通、下通、新市街のアーケード内)	路上喫煙は禁止	1千円
	路上禁煙区域を除く市内全域	歩行中や吸い殻入れのない場所では路上喫煙をしないよう努めなければならない	なし
ポイ捨て	美化重点推進区域 (上通、下通、新市街のアーケード内)	ポイ捨ては禁止	1千円
	美化重点推進区域を除く市内全域		なし

上下水道の使用を「開始」「中止」するとき

問 上下水道局 お客さまセンター

☎381-1118

●「開始」するとき

玄関などに取り付けてある上下水道使用申込書(口座振替申込書兼用)をご返送ください。申込書がない場合や水が出ない場合は、ご連絡ください。

●「中止」するとき

料金の清算が必要です。4・5日前までに、「最後にお使いになる日」「移転先住所」「支払方法」などをご連絡ください。実際の使用期間に対して請求時期が遅れていますので、2～3ヶ月分を一括してお支払いいただくことになります。届出がない場合、使用していなくても基本料金がかかりますのでご注意ください。

※開始・中止の申込は、インターネットでの手続きもできます。

詳しくは、上下水道局ホームページをご覧ください。





水道料金・下水道使用料

問 上下水道局 お客さまセンター ☎381-1118

水道料金等の支払いは口座振替が便利です。申込書が必要なときは、郵送しますのでお気軽にご連絡ください。また、一部の金融機関においてはインターネットでの手続きも受け付けています。詳しくは、上下水道局のホームページをご覧ください。

(ホームページ)→



●口座からの支払い

毎月25日が定期振替、翌月10日が再振替日です(金融機関が休みの場合翌営業日)。

●納入通知書での支払い

「納入通知書」をご持参のうえ、金融機関でお支払いください。バーコードが印字されている納入通知書はコンビニでのお支払い、スマートフォン決済もご利用いただけます。

下水道を使うとき

問 上下水道局 給排水設備課 ☎381-1153

●接続するには

下水道を使うには接続工事が必要です。上下水道局指定の排水設備指定工事店に依頼してください。費用は自己負担ですが、融資あっせん・利子補給制度があります。

●気をつけること

- 台所からゴミや油を流さないようにしましょう。
- 石油や薬品を流さないようにしましょう。
- トイレにトイレペーパー以外のものを流さないようにしましょう。

断水・濁水等の相談

問 上下水道局 水道維持課 ☎381-5600

●ある日突然赤水が出た

工事直後や水圧変化で管内のサビがはく離・流出して赤く濁ることがあります。しばらく水を流すときれいな水になります。

●水の中にキラキラした物が出る

湯を沸かしたときや氷が溶けたときにキラキラした物が出る場合があります。これはフレークス現象と呼ばれ、溶性ケイ酸やミネラル分が結晶化したものです(人体には無害です)。

●白く濁ったような水

透明なコップに水を取り1~2分間置いて下の方から澄んでくれば空気の混入が原因ですので心配要りません。透明にならない場合は、鉄・亜鉛等の溶出が考えられます。給水管を布設替えるか(費用は自己

負担)、しばらく水を出して給水管の中の水を排出してから使用してください。

●塩素のにおい(カルキ臭)

カルキのにおいがするのは、塩素(消毒用薬剤)が入っているからです。これは水が殺菌されている証拠です。安心してお飲みください。

この他、水に関するご相談は、上下水道局ホームページ(<https://www.kumamoto-waterworks.jp/>)「水質試験年報水質に関するQ&A」をご覧ください。くか、水道維持課へご相談ください。

水道の新設・改造・修繕・撤去

問 上下水道局 給排水設備課 ☎381-1152

新しく水道を引いたり、水道の改造・修繕・撤去工事などをするときは、上下水道局の指定給水装置工事業者に依頼してください(費用は自己負担)。

雨水浸透柵設置補助

問 河川課 ☎328-2571

住宅等の屋根に降った雨水を地下に浸透させて、道路等へ流出する量を減らし、流出するまでの時間を遅らせることにより、道路等の冠水被害を軽減し、併せて地下水のかん養にもつながる雨水浸透柵の設置に補助します。

※ 雨水浸透柵の設置工事をされる前に、申込みが必要です。

※ 詳細についてはお問い合わせください。

水道管の凍結防止

問 上下水道局 水道維持課 ☎381-5600

気温が-4℃以下(風当たりの強い所では-1℃~-2℃)になると、水道管が凍結・破裂しやすくなります。

○予防策:蛇口から鉛筆の芯くらいの水を一晩中流します(バケツに水を貯めて、再利用しましょう)。ソーラー温水器やボイラーの元栓を閉め水抜きをします。露出した水道管は、タオルなどで覆ってビニール袋をかぶせるなどしてください。

○凍結して水が出ないとき:凍った部分にタオルなどをかぶせ、ぬるま湯をかけゆっくり溶かしてください(管が破裂する恐れがあるため、熱湯は絶対にかけないでください)。

○破裂したときの対処法:必要な水を鍋などに確保したうえで、水道メーターボックス内にあるリングバルブか止水栓(日頃から位置を確認しておきましょう)を止めてください。止まらない場合は、破裂した部分にタオルやビニールテープを巻いてください。その後、上下水道局指定の給水装置工事業者へ修理を依頼してください(費用は自己負担)。



合併処理浄化槽設置補助

問 浄化対策課

☎328-2366

生活排水による川や海の水質汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換する方への補助制度があります。補助対象となる地域、対象建築物などについてはお問い合わせください。

水道水源保全奨励金交付制度

問 上下水道局 計画調整課

☎381-3021

生活排水による水道水源の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽やくみ取便所から合併処理浄化槽へ転換される方に奨励金を交付しています。交付対象となる地域、対象建築物等についてはお問い合わせください。※上記、「合併処理浄化槽設置補助」制度の対象の方は、本制度の対象となります。

雨水貯留タンク等設置補助

問 水保全課 ☎328-2436、区役所総務企画課

雨水を有効利用し節水につなげるため、使わなくなった浄化槽を雨水貯留槽に転用または雨水貯留タンクを設置する方に補助します(雨水貯留槽:転用に必要な費用の2分の1、上限7万円、雨水貯留タンク:設置に必要な費用の2分の1、上限3万5千円)。事前に申込みが必要です。

緑化助成制度

問 花とみどり協働課

☎328-2352

民有地の緑化推進のための助成を行っています。事前に申込みが必要です。

●つながりの森づくり補助金

- 個人住宅または共同住宅の敷地内に2m以上の樹木を3本以上植栽する方(限度額10万円)
- 個人住宅または共同住宅の敷地内に生垣を延長5m以上設置する方(樹高1m以上の樹木で延長5m以上連続して植栽、限度額7万円)

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

●記念樹プレゼント

結婚された方、家を新築された方(マンション・中古住宅購入を含む)、お子さんが生まれた方、銀婚(結婚25周年)を迎えた方、パートナーシップ宣誓をされた方。

※配布日時や申込期間は、市政だよりなどでお知らせします。

省エネルギー機器等導入補助

問 脱炭素戦略課

☎328-2355

省エネ機器等を導入する方への補助制度です。

- 外部給電機能がある電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車：1台につき10万円
- ZEH(ネット ゼロ エネルギーハウス)：1件につき10万円
- 太陽光発電設備(蓄電池併設型)、蓄電池(固定価格買取制度満了世帯対象)、エネファーム：1件につき8万円
- 省エネ家電(一定の省エネ基準達成率を満たすエアコン・冷蔵庫・LED照明器具)：購入費5万円以上で2万円
- 事業者等の省エネ設備への更新(LED照明器具、業務用エアコンディショナー、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース)：補助対象経費の3分の1、下限20万円、上限100万円

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

土木センター

- 道路、河川、公園の維持補修や改良工事、除草、清掃、樹木せん定作業、境界立会※、占用許可等の許認可※
 - 私道の整備補助金の取り扱い※
- (※の取扱いは土木センターのみ)

●問い合わせ先

中央区土木センター		西区蓮台寺5丁目7-1 ☎355-2936
東区土木センター		東区佐土原3丁目1-65 ☎367-4360
西区土木センター	西区土木センター	西区蓮台寺5丁目7-1 ☎355-2937
	河内分室 (河内まちづくりセンター内)	西区河内町船津2069-5 ☎276-1115
南区土木センター	南区土木センター (南区役所内)	南区富合町清藤405-3 ☎357-4801(総務課) ☎357-4877(維持課)
	城南地域整備室 (城南まちづくりセンター内)	南区城南町宮地1050 ☎0964-28-2133
北区土木センター	北区土木センター	北区鹿子木町66 ☎245-5050
	植木地域整備室 (北区役所内)	北区植木町岩野238-1 ☎272-1115

農地を農地以外にするには(農地の転用)

問 農業委員会事務局

☎328-2781

西南分室 ☎329-1179/富合・城南分室 ☎0964-28-3211/北区分室 ☎272-6908

●市街化区域の農地の転用

自分の農地を転用する場合は農地法第4条の転用届が、農地を買って(借りて)転用する場合は農地法第5条の転用届が必要です。届出書に必要な事項がすべて記載され、添付書類が揃っていれば受理し、翌



週水曜日の午後には受理通知書を交付します。

この受理通知書は、所有権移転登記や地目変更登記の際に必要となりますので、交付後は法務局での登記申請まで大切に保管してください。

●市街化調整区域の農地の転用

自分の農地を転用する場合は農地法第4条の許可申請が、農地を買って(借りて)転用する場合は農地法第5条の許可申請が必要です。

市街化調整区域の場合は、農地の優良性や周辺の土地利用状況などで農地が区分されていて、場所によっては転用できない場合もあります。また、転用目的によっては開発許可など他法令の許認可が必要となる場合があります、これら許認可の見込みがないと農地転用もできないこととなりますので、転用を考えている方は事前にご相談ください。

※農地の場所によって、相談窓口が異なります。

農地の売買・貸し借り

問 農業委員会事務局 ☎328-2781

西南分室 ☎329-1179/富合・城南分室 ☎0964-28-3211/北区分室 ☎272-6908

●耕作目的での農地の売買・貸し借り

耕作目的での農地の所有権移転(売買・贈与・交換など)や賃借権(有償での貸し借り)、使用貸借権(無償での貸し借り)の設定をする場合は農業委員会の許可が必要です。この許可を受けずに行った売買や貸し借りは効力がありません。

手続きには、権利を取得される方の要件と農地の場所などにより、農地法第3条によるものと、農業経営基盤強化促進法によるものの二つの方法があります。

どちらの手続きも、いくつかの条件を満たさない場合は許可できませんので、事前にご相談ください。

※農地の場所によって相談窓口が異なります。

なお、農地を相続するときは許可を受ける必要はありませんが、相続により農地の権利を取得した方は、農業委員会にその旨を届け出る必要があります。

●農地中間管理機構(農地バンク)を利用する農地の貸し借り

農地を集約して耕作の効率化を図るため、農業振興地域内の農用地等の貸す側と借りる側を組み合わせる、農地中間管理機構という組織があります。農地中間管理機構を利用する貸付けの相談は、農業委員会事務局または事務局分室で行っています。

ファミリー農園

問 農業政策課 ☎328-2403

野菜や花などの栽培を通して、食の大切さや農業への理解を深める場として、ファミリー農園を指定し

ています。家族みんなで野菜を作ってみませんか。

※農園の利用には、農園開設者との利用契約が必要です。詳しくは、農園開設者までお問い合わせください。

	農園名	連絡先
中央区	国府本町	新規受付休止中
東区	花立	☎382-6694
	桜木	☎080-1709-0254
西区	小島	☎329-0873
南区	近見	☎090-4998-8840
	元三町	☎090-2514-3021
	幸田	新規受付休止中
	めど 誓町(城南)	☎0964-28-2207
北区	麻生田	☎338-7736
	高平	新規受付休止中
	鶴羽田	☎090-3325-3996
	立田山	☎080-5254-8283

熊本市の物産館

植木地域農産物の駅 『道の駅すいかの里植木』

場所:北区植木町岩野160-1

営業日:毎日(定休日:毎月第3木曜日、1月1日~3日)

営業時間:9:00~18:30

☎272-2333

担当課:北東部農業振興センター 農業振興課

城南地域物産館 『火の君マルシェ』

場所:南区城南町坂野65-1

営業日:毎日(定休日:毎月第2水曜日、1月1日~3日)

営業時間:9:00~18:30

☎0964-28-8831

担当課:西南部農業振興センター 農業振興課

犬・猫を飼っている方へ

問 動物愛護センター ☎380-2153

●飼い犬は登録、狂犬病予防注射をしてください。

生後91日以上の子犬を飼っている方には、犬の登録と年一回狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。登録事項に変更がある場合(引っ越し等)や犬が死亡した場合は届出が必要です。

●ペットが行方不明になったら

ペットが行方不明になったときは、すぐに探し始めると同時に、動物愛護センターと最寄りの警察署に連絡してください。保護・収容されていたり、保護情報が寄せられていることがあります。



市民活動支援センター・あいぽーと

●相談・登録

ボランティア活動を始めたい、活動スタッフや参加者を募集したい、ほかの団体と交流したいなど、様々な相談に応じます。また、登録した方には活動に関する様々な情報を提供します。

●情報収集・提供

あいぽーとホームページや情報誌、掲示板にNPOやボランティア団体の募集情報や団体が主催するイベントなどのポスター、チラシを掲示・閲覧することができ、活動のPRにも使用できます。

●活動の拠点

公益的な活動を行う場合、活動の場を提供する事業を行っています。また、市民公益活動関係図書・ビデオをはじめ、インターネット検索や文書作成ができるパソコンを備えており、市民公益活動の資料作成などに使用できる機器を設置しています。

●市民活動団体への事業費助成

市民や事業者の皆さまなどの寄附金からなる市民公益活動支援基金に登録し、事業費助成の申請をすると、基金運営委員会での助成事業の審査を経て、事業費助成を受けることができます。

●NPO法人認証

市内にのみ事務所を置くNPO法人や法人化を検討している団体のNPO法に関する相談や申請手続きができます。※事前相談時間は午前10時～午後7時まで

利用時間	午前8時半～午後8時50分
休業日	毎月第2木曜日、年末年始

◆ 中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと1階
☎366-0168 FAX 366-8830
「交通局前」バス停下車

男女共同参画センター はあもにい

●活動と交流の拠点

男女共同参画社会の実現を目指した活動と交流を支援する施設です。また、様々な芸術・文化活動のための練習・創作・発表の場としてご利用ください。

●意識啓発・社会参画支援

男女共同参画意識を高めるための啓発セミナーや女性の社会参画支援、資格取得の講座などを実施しています。

●はあもにい働き方相談所

ハローワーク熊本の職員が就業に関する様々なご相談にお答えします。毎月(4月を除く)第3水曜日午前10時～午後3時予約制(1人1時間程度)託児有り

●情報収集・発信

男女共同参画や暮らしに関する様々な情報・図書等を収集し、提供しています(情報資料室)。

また、インターネット環境を整えた「コワーキングスペース」を設けています。利用についてはご相談ください。

開館時間	午前9時～午後9時半 (情報資料室は午後7時まで)
休館日	第2・4月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始
使用料	利用する施設や時間によって異なります

◆中央区黒髪3丁目3-10 ☎345-2550

国道経由「男女共同参画センターはあもにい前」バス停下車、三軒町経由「済々黷前」バス停下車

男女共同参画出前講座

問 男女共同参画課 ☎328-2262

地域や学校、企業などで男女共同参画についての講座や勉強会を開催される場合に講師を原則無料で派遣します。気軽にご相談ください。

働く人のための施設

勤労青少年ホーム	北区鶴羽田2丁目13-10 ☎343-8878
勤労者福祉センター (サンライフ熊本)	中央区黒髪3丁目3-12 ☎345-3511

技術を身につけよう

職業訓練センター	西区花園7丁目19-10 ☎325-6947
市立総合ビジネス専門学校	西区上熊本3丁目25-5 ☎352-1768

起業しよう

くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.	西区春日1丁目14-1 ☎355-7402
---------------------------------------	--------------------------

バザーなどで食品を提供するときは

問 食品保健課 ☎364-3188

食品を取り扱うバザーなどを開催するときには、食品による事故防止などのため、開催日の1週間前までにバザー等開催届の提出をお願いします。



市営住宅

問 市営住宅課

☎328-2461

市営住宅は、現に住宅に困窮し月額所得がおおむね15万8千円以下の世帯を対象とする住宅です。また、高齢者・障がい者向け、重度身体障がい者向け、多家族向けなどの住宅もあります。定期募集は「年3回(5月、9月、1月の予定)」行っています。

また、「募集時に申込がなかった住宅の二次募集」や、「通年募集」も行っています。

問合せ

熊本市(中央・北・西区)市営住宅管理センター
熊本市(東・南区)市営住宅管理センター

☎327-5101
☎311-7833

公共交通(路線バス、電鉄電車、市電)

問 交通企画課

☎328-2510

路線案内や運賃、各種サービス等に関するお問合せ

路線バス	産交バス	325-1121
	熊本バス	378-3447
	熊本電鉄	343-3023(自動車事業部)
	熊本都市バス	312-5077
電鉄電車	熊本電鉄	343-2552(鉄道事業部)
市電	熊本市交通局	361-5211

または、各社ホームページをご覧ください。

●おでかけICカード(高齢者、障がい者)

おでかけICカードを利用すると、路線バス・電鉄電車、市電の割引を受けることができます。詳しくは、高齢者の方は42ページ、障がい者の方は47ページをご覧ください。

●定期券

通勤・通学など毎日利用される方は、定期券をつくとお得な料金で利用することができます。路線バスは、定期券の区間内であれば、全社ご利用可能です。

●乗車券(わくわく1dayパス)

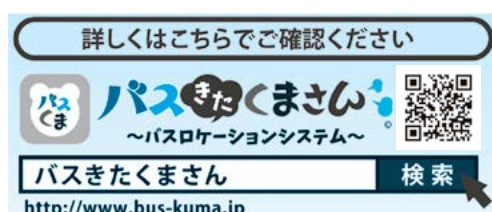
熊本県内の路線バス(熊本バスを除く)と市電、電鉄電車において、指定区間内の各社のバス・電車に共通して1日に何度も繰り返し使用できるお得な乗車券です。

●免許返納者割引乗車証

熊本県内の路線バスと市電、電鉄電車降車時、免許返納者割引乗車証をご提示いただくと、運賃が半額になります。※対象年齢は65歳以上。

●バスきたくまさん

スマホやパソコンでいつでも乗りたいバスの接近情報等が確認できます。全バス会社共通で運行情報を表示しています。



●Myバス時刻表

共同経営推進室ホームページの「Myバス時刻表」ページで出発地と到着地のバス停を入力すると、県内バス事業者5社全ての時刻表を1つに表示して印刷することができます。

<https://mytt.kumamoto-toshibus.co.jp>

●右後方から接近する市電にご注意

軌道敷を右折する時には、右後方から市電が接近していないか、十分にご確認ください。

町内自治会

問 区役所総務企画課、まちづくりセンター

地域住民により自主的に組織され、豊かで住みよいまちをつくるため、防犯、防災、交通安全、環境美化、福祉など、日常生活の中で発生する地域課題に協働で取り組んでいます。

町内自治会への加入は、区役所総務企画課またはまちづくりセンター、お住まいの地域の自治会長へお問い合わせください。

校区自治協議会

問 区役所総務企画課、まちづくりセンター

町内自治会をはじめ社会福祉協議会、青少年健全育成協議会など小学校区の地域団体で構成され、団体相互の連携のもとに、地域課題への取り組みや地域活動を推進し、円滑な校区運営を図るための組織です。

校区自治協議会は、住民自治の理念に基づき、校区のコミュニティづくりを進める核となる組織であり、市ではその活動を支援しています。

まちづくりセンター

問 まちづくりセンター

平成29年度から地域の自主・自立のまちづくりを支えるため、まちづくりセンターを17か所設置し、そこにまちづくり専任の地域担当職員を配置しました。

地域担当職員は、地域の様々な要望相談の窓口として、地域情報の収集や行政情報の発信、地域課題解決のためのお手伝いなど地域コミュニティ活動の支援に関する取り組みを行います。



くまもとアプリ

問 地域活動推進課

☎328-2036

地域活動等の活性化を図るため、ボランティア活動等への参加に応じてポイントが貯まるスマートフォンアプリ「くまもとアプリ」を配信中です。

●ボランティアの検索・申込機能

自分の身近な場所で開催される、地域の活動やボランティア活動を検索できて、簡単に参加申込ができます。また、ボランティア活動参加の履歴を確認できます。

●活動証明書の発行機能(マイナンバーカードとの連携必須)

アプリから参加申込をして、ボランティア活動等に参加するとアプリ上で「ボランティア活動証明書」が発行されます。

●ポイントの受け取り(マイナンバーカードとの連携必須)

アプリを使って活動に参加すると、ポイントを受け取る事ができます。アプリ内に貯まったポイントは、くまもとポイント事業の協賛店舗で使える共通クーポンやアプリ内抽選会参加券と交換できます。

次のQRコードからダウンロードしてぜひご利用ください。

「くまもとアプリ」のダウンロードはこちらから↓



《iOS向け》



《android向け》

「くまもとアプリ」に関する詳しい情報ははこちらから↓



地域コミュニティセンター

問 区役所総務企画課

地域のまちづくり活動、保健福祉活動、ボランティア活動、交流事業などの拠点施設として、市内に76か所設けています。(区毎に50音)

区	地域	所在地	電話番号
中央区	出水	中央区水前寺2丁目8-7	☎385-8439
	出水南	中央区出水7丁目30-30	☎370-7301
	一新	中央区新町1丁目10-36	☎323-8522
	大江	中央区大江5丁目12-8	☎276-6440
	帯山	中央区帯山4丁目11-43	☎384-5829
	帯山西	中央区帯山2丁目1-7	☎387-5580
	黒髪	中央区子飼本町15-20	☎344-4480

区	地域	所在地	電話番号
中央区	慶徳	中央区紺屋今町46-1	☎325-6688
	向山	中央区本山4丁目5-27	☎322-4402
	壺川	中央区京町本丁1-43	☎325-6655
	白川	中央区新屋敷1丁目18-27	☎366-0611
	砂取	中央区神水本町6-29	☎384-6559
	碩台	中央区北千反畑町5-18	☎342-0067
	託麻原	中央区渡鹿2丁目3-48	☎364-0112
	白山	中央区白山1丁目10-12	☎371-4466
	春竹	中央区琴平1丁目9-39	☎366-1739
	本荘	中央区本荘6丁目5-22	☎364-1010
東区	画図	東区下江津8丁目1-10	☎370-5778
	尾ノ上	東区錦ヶ丘8-20	☎340-8731
	桜木	東区花立2丁目23-2	☎360-0244
	桜木東	東区花立6丁目17-43	☎368-8568
	庄口	東区健軍4丁目19-2	☎365-4501
	託麻北	東区石原1丁目2-30	☎388-5430
	託麻西	東区八反田1丁目3-18	☎385-1555
	託麻東	東区戸島3丁目15-5	☎380-1112
	月出	東区月出6丁目2-147	☎383-7779
	長嶺	東区戸島西2丁目6-37	☎360-5030
	西原	東区西原1丁目6-28	☎385-3885
	東町	東区佐土原3丁目1-43	☎368-5626
	若葉	東区若葉4丁目23-23	☎360-5005
西区	池田	西区上熊本3丁目15-55	☎328-8668
	池上	西区谷尾崎町1035-3	☎323-5502
	小島	西区小島6丁目10-40	☎329-8033
	春日	西区春日6丁目4-2	☎351-0111
	河内	西区河内町船津3227	☎276-0066
	城山	西区上代9丁目6-35	☎329-8767
	城西	西区島崎2丁目21-3	☎328-8828
	白坪	西区蓮台寺5丁目6-3	☎325-5553
南区	中島	西区中島町685	☎329-2100
	花園	西区花園7丁目19-5	☎323-0211
	古町	西区二本木4丁目9-62	☎356-5454
	松尾	西区中松尾町1464	☎329-4433
	松尾北	西区松尾町平山77-1	☎329-9855
	松尾西	西区西松尾町3619-19	☎329-6050
	飽田	南区浜口町76-1	☎227-0123
北区	隈庄	南区城南町宮地1041-1	☎0964-28-5515
	城南	南区南高江1丁目16-31	☎358-4777
	杉上	南区城南町高476-1	☎0964-28-3877
	田迎	南区出仲間8丁目1-16	☎370-1270
	田迎西	南区田迎3丁目12-30	☎379-3079
	田迎南	南区良町2丁目6-3	☎370-5922
	富合	南区富合町清藤465-1	☎358-5551
	豊田	南区城南町塚原82-3	☎0964-28-7272
	日吉	南区近見1丁目9-20	☎323-8171
	御幸	南区御幸苗田7丁目16-2	☎370-0911
北区	力合	南区島町5丁目5-25	☎358-8266
	麻生田	北区清水新地7丁目5-37	☎338-6277
	植木	北区植木町舞尾600-10	☎272-4959
北区	川上	北区鹿子木町53-1	☎245-3555



区	地域	所在地	電話番号
北区	楠	北区楠3丁目9-16	☎339-2088
	桜井	北区植木町滴水2190-2	☎272-4361
	山東	北区植木町有泉837-3	☎272-4368
	清水	北区清水本町17-27	☎345-3103
	大和	北区植木町大和70-22	☎272-7986
	高平台	北区高平1丁目17-11	☎353-2525
	田底	北区植木町正清536	☎274-6835
	龍田	北区龍田8丁目2-7	☎337-6884
	田原	北区植木町富応1578	☎272-4933
	西里	北区硯川町900	☎245-3707
	榆木	北区榆木4丁目20-42	☎339-0010
	菱形	北区植木町円台寺176	☎272-4934
	北部東	北区鶴羽田2丁目13-8	☎346-9171
	武蔵	北区武蔵ヶ丘5丁目15-15	☎337-3938
	山本	北区植木町内1449	☎272-4369
	弓削	北区弓削3丁目14-1	☎337-2102
	吉松	北区植木町豊田665	☎272-4362

熊本市川尻公会堂

地域まちづくり活動、保健福祉活動、ボランティア活動、交流事業などの拠点施設として利用できます。

利用時間	午前9時～午後10時
休館日	火曜日、祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)
所在地	南区川尻4丁目8番25号(「川尻町(旧道)」バス下車 徒歩5分) ☎357-9043

消費者センター

皆さんがより安全で安心できる消費生活を送るためのお手伝いをしています。

●消費生活相談(無料)

商品、サービスなどの契約に関することや多重債務などの相談を受け付け、皆さんとともに考え、解決するためのお手伝いをします。

日時	月曜～金曜日 午前9時～午後5時 相談受付専用電話 ☎353-2500
----	--

●多重債務相談(無料・要予約)

法律の専門家が面談または電話により対応します。消費生活相談員も同席し、相談後のフォローやアドバイスをを行い、生活再建を一緒に考えます。

日時	第3金曜日 午後1時～4時 ☎353-2500
----	-------------------------

●法律相談(無料・要予約)

弁護士が面談または電話により消費生活に関する相談をお受けします。消費生活相談員も同席し、課題を整理し、相談後のフォローやアドバイスをを行い、問題解決に向けて一緒に考えます。

日時	第2・第4金曜日 午後2時～4時 ☎353-2500
----	----------------------------

●消費生活出張相談(無料・要予約)

より身近な区役所で相談できるよう消費生活出張相談を実施しています。

場所	実施曜日
東区役所(3階相談室)	木曜日
西区役所(2階相談室)	火曜日
南区役所(3階相談コーナー)	水曜日
北区役所(1階相談室)	月曜日

※相談場所は変更になる場合があります。

時間:午後1時～4時 申込み:実施曜日の前日(土・日、祝日を除く平日)の午後5時までに電話(353-2500)で申込み

●消費生活出前講座、情報提供

暮らしに役立つ「消費生活出前講座」を開催しています。

- ◆中央区手取本町1-1 市役所別館(自転車駐車場)5階 ☎353-5757 「熊本城・市役所前」電停下車

亡くなったら

火葬をするには

火葬場は、2か所あります。このうち、熊本市斎場には通夜・告別式に利用できる式場を併設しています。

火葬には、死亡届(17ページ参照)の際に発行された死体火葬許可証が必要となります。火葬時間などは、それぞれの連絡先にお問い合わせください。

名称	所在地
熊本市斎場(15炉)	東区戸島町796 ☎380-3350
熊本市植木火葬場(1炉)	北区植木町滴水628-1 ☎272-6900(北区役所区民課)

市営墓地

問 健康福祉政策課

☎328-2340

市営の墓地は7か所あります。申込みの時期・方法について詳しくはお問い合わせください。

名称	所在地
花園墓地	西区花園4丁目13-75
小峯墓地	中央区黒髪4丁目10-49
立田山墓地	中央区黒髪7丁目763
城山墓園	西区上代9丁目8-1
清水墓園	北区清水新地7丁目5-37
浦山墓園	中央区黒髪7丁目486
桃尾墓園	東区戸島町777

納骨堂(桃尾霊堂)

問 健康福祉政策課

☎328-2340

納骨堂は桃尾墓園内にあります。

名称	期間	使用料
家族納骨壇	10年	20万円
短期納骨壇	1年	5千円

※期間は更新できます。空き状況など詳しくはお問い合わせください。

墓地、納骨堂などのお骨を移すときは、改葬許可が必要です。詳しくは生活衛生課、健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所へお問い合わせください。